

| | |
|-------|---------------|
| 作成年月日 | 令和3年12月22日 |
| 作成部局 | 健康福祉部健康局健康増進課 |

歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）骨子案に係る パブリックコメントの募集

人生100年時代にむけて、歯と口腔の健康は、健やかな成長発育の促進や、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防など、全身の健康づくりに重要な役割を果たしており、乳幼児期から全ての世代における口腔ケアの重要性が高まっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症による新たな課題（歯科受診控え、外出自粛による口腔機能の低下、学校や園での歯みがき等の実施機会の減少など）が明らかになり、その対策が必要となっています。

そこで、生涯を通じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりに向けた取組みを強化するために、「歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）」を制定することとし、今回、条例骨子案についてパブリックコメントを実施します。



兵庫県マスコットはばタン

1 募集期間

令和3年12月24日（金）から令和4年1月17日（月）

2 募集内容

別紙募集チラシのとおり

3 資料等の閲覧方法

(1) インターネット（兵庫県庁ホームページ）

URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyourei.html>

(2) 資料の閲覧可能な場所

- ・県民情報センター（神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館4階）
- ・各地域県民情報センター（神戸県民局を除く各地域の県民局内）

(3) 郵送

4 ご意見・ご提案の提出について

(1) 受付期間 令和3年12月24日（金）～令和4年1月17日（月）（必着）

(2) 提出方法

- ①メール、郵送、FAX
- ②窓口持ち込み（兵庫県健康福祉部健康局健康増進課）

5 問合せ先

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課歯科口腔保健班 電話：078-362-9109



電子でのご意見の提出は
このQRコードから

「歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)(骨子案)」 県民の皆さんのご意見・ご提案を募集しています。

歯と口腔の健康は、健やかな成長発育の促進や、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防など、全身の健康づくりに重要な役割を果たしており、人生100年時代に向けて、乳幼児期から全ての世代における口腔ケアの重要性が高まっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症による新たな課題（歯科受診控え、外出自粛による口腔機能の低下、学校や園での歯みがき等の実施機会の減少など）が明らかになり、その対策が必要となっています。

そこで、生涯を通じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりに向けた取組みを強化するために、「歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)」を制定することとしました。

つきましては、以下のとおり県民の皆さんからのご意見・ご提案を募集いたします。

ご意見等については、「歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)」の条文内容の検討にあたり参考とさせていただきます。また、お寄せいただいたご意見等については、後日県の考え方としてコメントを公表する予定です。(個別の回答は致しませんのでご了承ください)

1 詳しい資料の閲覧方法

(1) インターネット(12月24日から公開します)

兵庫県庁ホームページに掲載しています。

URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyourei.html>

(2) 閲覧場所

県民情報センター(神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館4階)

各地域県民情報センター(神戸県民局を除く各地域の県民局内)

(3) 郵送

資料の送付をご希望の方は、宛先(送付先)を記入し、84円の郵便切手を貼った定形長3封筒を下記の提出先まで送付して下さい。

なお、お送りする資料は歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)の骨子案のみです。



兵庫県マスコットはばタン

2 ご意見・ご提案の提出

(1) 受付期間

令和3年12月24日(金)～令和4年1月17日(月)(必着)



電子でのご意見の提出は
このQRコードから

(2) 提出方法

ア 記載様式は自由です(よろしければ裏面の様式をご利用ください)。

イ 提出いただいたご意見等の内容について、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所(所在地)、氏名(団体名)、電話番号のご記入をお願いします

ウ ご意見等は、下記の提出先まで、電子メール、FAX、郵送、窓口持参により提出してください。なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいております。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課歯科口腔保健班

電話:078-362-9109 FAX:078-362-3913 E-Mail:kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）骨子案についてのご意見・ご提案

(様式は任意です)

| | |
|------|--------|
| (氏名) | (電話番号) |
| (住所) | |

【送付先・窓口持ち込み先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県健康福祉部健康局健康増進課歯科口腔保健班

【FAX】078-362-3913

【電子メール】kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）の制定について

1 条例の構成（案）

前 文

第1章 総則（第1条—第7条）

（基本方針・責務）

第2章 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策

第1節 全ての年齢層に共通する歯と口腔の健康づくり（第8条）

第2節 乳幼児期から高齢期までの歯と口腔の健康づくり（第9条—第12条）

第3節 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯と口腔の健康づくり（第13条）

第4節 歯と口腔の健康づくりの推進のための体制の整備等（第14条—第16条）

第3章 雑則（第17条・第18条）

附 則

2 条例制定の背景

- （1）人生100年時代にむけて、乳幼児期から全ての世代において口腔のケアの重要性が一層高まっている。
- （2）新型コロナウイルス感染症による新たな課題（歯科受診控え、外出自粛による口腔機能の低下、学校や園での歯みがき等の実施機会の減少など）へ対応する必要がある。

3 他府県と比較し独自性のある内容

- （1）誤嚥性肺炎等を予防するため、多職種連携の体制整備や地域包括ケアシステムの構築に関する施策
- （2）災害や感染症に備えた体制整備と歯科保健医療サービス提供体制の確保
- （3）広く地域に啓発していくために普及啓発月間の設定

条例案骨子

第1章

第1条 定義

・ 歯科医療関係者 ・ 医療関係者 ・ 教育保育関係者 ・ 福祉関係者 ・ 食育関係者 ・ 医療保険者

第2条 基本方針

- ・ 歯と口腔の健康づくりは、健やかな成長、生活習慣病の予防その他の全身の健康づくりに重要な役割を果たしていることに鑑み、むし歯や歯周病及び口腔がんその他の歯科疾患の予防、早期発見、早期治療の推進、口腔機能の維持向上に総合的に取り組むことにより推進する。
- ・ 県民がその居住地域にかかわらず、年齢、性別、心身の状態その他の事情に応じた歯科保健医療サービスの提供及び必要な支援を受けられるよう推進する。

第3条 県の責務

- ・ 歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施する。
- ・ 地域の特性に応じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、市町、歯科医療関係者その他の関係者と相互に連携を図り、歯科保健医療サービスの提供体制の整備その他必要な措置を講ずる。

第4条 市町の責務

- ・ 人材の確保、体制の整備、地域の特性に応じた施策を策定し実施するよう努める。

第5条 歯科医療関係者等の責務

- ・ 歯科医療関係者は、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するとともに、県及び市町が講じる施策並びに教育保育関係者、介護福祉関係者、事業者及び医療保険者による取組に協力するよう努める。
- ・ 医療関係者は、医科及び歯科における疾患の予防及び治療の連携、情報の共有等により、歯と口腔の健康づくりの推進に努める。
- ・ 教育保育関係者は、その業務において、乳幼児、児童、生徒、又は学生に対する歯と口腔の健康づくりの推進に努める。
- ・ 福祉関係者は、その業務において、障害者、高齢者その他の福祉サービスを必要とする者に対する歯と口腔の健康づくりの推進に努める。
- ・ 食育関係者は、その活動において、健全な食習慣の定着や歯と口腔の健康づくりの推進に努める。

第6条 事業者及び医療保険者の責務

- ・ 事業者は、その従業員に対する歯科保健医療サービスを受ける機会の確保その他の従業員の歯と口腔の健康づくりの推進に努める。
- ・ 医療保険者は、医療保険加入者が歯科保健医療サービスを受ける機会の確保その他医療保険加入者の歯と口腔の健康づくりの推進に努める。

第7条 県民の責務

- ・ 全身の健康の維持増進のため、歯と口腔の健康づくりに関する知識と理解を深め、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努める。
- ・ 定期的に歯科健診を受け、身近な歯科医師及び歯科衛生士に適宜相談をし、又は必要に応じて保健指導若しくは歯科医療を受けることにより、自らの歯と口腔の状態を把握し改善に努める。
- ・ 父母その他の保護者は、子どもの歯と口腔の健康状態に注意し、子どもの歯科疾患の予防及び早期治療、適切な食習慣や歯磨き習慣の定着その他の子どもの歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努める。

第2章

第1節 全ての年齢層に共通する歯と口腔の健康づくり

第8条 全ての年齢層に共通する歯と口腔の健康づくり

県は、次に掲げる事項に関し、必要な施策を講ずる。

- (1) 県民が歯と口腔の健康づくりに主体的に取り組むための情報の提供、知識の普及啓発及び意識の向上
- (2) かかりつけの歯科医師による定期的な歯科健診及び必要に応じた保健指導を受けることの促進
- (3) 食育を通じた歯と口腔の健康づくり及び健全な食習慣の定着
- (4) 喫煙による歯と口腔の健康への悪影響を防止
- (5) 歯と口腔の健康づくりに関する啓発月間の設定

第2節 乳幼児期から高齢期までの歯と口腔の健康づくり

第9条 妊産婦に対する歯と口腔の健康づくり

・県は、母体の健康の保持と胎児及び乳児の健全な発育のため、妊産婦を対象とした歯科健診及び健康相談の充実に関し、必要な施策を講ずる。

第10条 幼児期から学齢期における歯と口腔の健康づくり

県は、次に掲げる事項に関し、必要な施策を講ずる。

- (1) フッ化物の応用等による科学的根拠に基づくむし歯予防
- (2) 健全な食習慣や歯磨き習慣を定着させるための保健指導及び健康教育の充実
- (3) 成長に応じた口腔機能の健やかな発達の促進、食育を通じた嘔むことの推進

第11条 青年期や成人期における歯と口腔の健康づくり

県は、次に掲げる事項に関し、必要な施策を講ずる。

- (1) 糖尿病等の生活習慣病の重症化の予防の観点からの、歯周病の予防及び症状改善
- (2) 歯科疾患の予防及び早期発見のための定期的な健診及び保健指導の機会の確保

第12条 高齢期における歯と口腔の健康づくり

県は、次に掲げる事項に関し、必要な施策を講ずる。

- (1) むし歯や歯周病による歯の喪失の予防
- (2) オーラルフレイルの普及啓発、早期の把握及び改善に係る取組の促進
- (3) 口腔機能の維持向上を通じた介護予防の取組の促進

第3節 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯と口腔の健康づくり

第13条 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯と口腔の健康づくり

県は、次に掲げる事項に関し、必要な施策を講ずる。

- (1) 心身に障害のある者、介護を必要とする者、退院支援を必要とする者、認知症である者、医療的ケア児等が、適切に口腔衛生の管理、保健指導、歯科健診及び歯科医療を受けられる体制の整備及びこれらの者の介護及び支援に携わる者の支援
- (2) 誤嚥性肺炎を予防するための適切な口腔衛生の管理及び口腔機能の維持向上
- (3) 栄養不足の予防及び全身の健康状態の悪化の防止のための口腔機能の維持向上
- (4) 多職種連携の体制の整備及び地域包括ケアシステムの構築

第4節 歯と口腔の健康づくりの推進のための体制の整備等

第14条 歯と口腔の健康づくりの推進のための体制の整備

県は、次に掲げる事項に関し、必要な施策を講ずる。

- (1) 県内の全ての地域において適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる環境の整備
- (2) 人材の確保、養成及び資質の向上
- (3) 医療関係者等と歯科医療関係者の連携及び病院と歯科診療所の連携の推進
- (4) 災害発生時及び感染症まん延時における歯科保健医療サービスの提供体制の確保及び災害に備えた当該体制の整備

第15条 実態調査等

- ・ 県は、歯と口腔の健康づくりの取組状況、むし歯、歯周病その他の歯科疾患の実態についておおむね5年ごとに調査を実施し、歯と口腔の健康づくりに関する施策に反映させる。

第16条 その他歯と口腔の健康づくりの推進のための措置

- ・ 第8条から前条までに定めるもののほか、県、市町、歯科医療関係者その他の関係者は、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずる。

第3章 雑則

第17条 財政上の措置

- ・ 県は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第18条 補則

- ・ この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。